



かわ せ

ニュースく

# 川瀬やすのり

第49号

2006年(平成18年)6月10日

編集・発行/川瀬やすのり事務所  
〒132-0013

江戸川区江戸川1-21-23  
TEL & FAX 03-5636-5530

## 児童手当が拡充されました!



平成18年4月1日に児童手当法が改正され、支給対象年齢が小学3年生から小学6年生終了前までに拡大されました。併せて、所得制限も大幅に緩和されより多くの方が受給できるようになりました。この児童手当法の改正は、公明党がマニフェストのなかで公約として掲げた政策で、これまで粘り強く訴え続けてこのたび実現したものです。

この改正で新たに受給資格が出来る方は申請が必要になります。対象年齢の児童がいるご家庭には4月下旬から順次、江戸川区役所よりご案内が郵送されます。**ご案内が届かない時は下記あてにご連絡下さい。(江戸川区役所児童女性課助成係 TEL 5662-0082)**  
※公務員の方は、勤務先で申請をして下さい。

### ●改正点

#### 1. 支給年齢の拡大

改正前

0歳から小学校3年生終了まで



改正後

0歳から小学校6年生終了まで

(小学校修了まで)

#### ●所得制限の緩和 表の見方

1. 所得額は平成16年または17年中の総所得額です。

- ・ 給与所得の方⇒源泉徴収票の給与所得控除後の金額
- ・ 事業所得の方⇒確定申告書の所得金額合計欄の金額

改正前

(単位:円)



改正後

(単位:円)

扶養人数	国民年金加入の方	厚生年金加入の方
	年金未加入の方	の方
0人	309万円未満	468万円未満
1人	347万円	506万円
2人	385万円	544万円
3人	423万円	582万円
4人	461万円	620万円
以降1人増すごとに		38万円加算

扶養人数	国民年金加入の方	厚生年金加入の方
	年金未加入の方	の方
0人	468万円未満	540万円未満
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円
4人	620万円	692万円
以降1人増すごとに		38万円加算



地域サポート運動

# 明和ブリッジ・クリーンズ発進!



## この先行き止まり! →

江戸川3丁目、八雲神社付近の住宅街の中で自動車の通り抜けができない箇所があり、運転者に注意をうながす看板がないことから、この地域の住民の皆さんや町会の役員の方から相談を受けた川瀬区議は、早速、現地を調査し、区役所の土木部に「この先行き止まり」の看板を要望しました。看板は写真右の箇所と、この道路の入口の2箇所に設置されました。



## ← とびだし注意!

このほど江戸川3-21 瑞江消防署通りに接する箇所に看板が設置されました。ここは、前方にカーブミラーがあるものの自転車や歩行者との事故が多いことから住民の皆さんから川瀬区議が要望を受け、土木部とともに現地を調査し設置の運びとなりました。

## 危険な箇所! 看板を設置!

公明党の党員による地域サポート運動として瑞相地区(横山・茅原地区委員)の皆さんが「明和ブリッジ・クリーンズ」を結成しました。この運動は毎月一回地域で愛されている明和橋

を清掃する運動です。公明党江戸川支部では、区立みのり公園や瑞江公園、東井堀親水緑道などの清掃やプルタブの収集、使用済み切手やプリペイドカードの収集など積極的に運動を展開しています。